

東京都現代美術館条例（平成六年東京都条例第八十一号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																						
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （利用料金の減額又は免除）</p> <p>第五条（現行のとおり）</p> <p>2 指定管理者は、前項に定める減額又は免除を行うに当たっては、使用し、及び観覧しやすい利用料金となるよう配慮するものとする。</p> <p>第六条から第十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第四条、第十六条関係）（現行のとおり）</p> <p>別表第二（第四条、第十六条関係）</p> <p>常設展</p> <table border="1" data-bbox="192 703 976 1007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料金（一人一回につき）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体（二十人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び若者</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 若者とは、十八歳以上二十六歳未満の者をいう。ただし、高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。</p> <p>三 一般とは、高齢者及び若者（前号ただし書に規定する者を含む。）以外の者をいう。ただし、十八歳未満の者を除く。</p>	区分	利用料金（一人一回につき）		個人	団体（二十人以上）	一般	（現行のとおり）	（現行のとおり）	高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び若者	（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>第一条から第四条まで（略） （利用料金の減額又は免除）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六条から第十九条まで（略）</p> <p>別表第一（第四条、第十六条関係）（略）</p> <p>別表第二（第四条、第十六条関係）</p> <p>常設展</p> <table border="1" data-bbox="1122 703 1906 1007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料金（一人一回につき）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体（二十人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び生徒</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一（略）</p> <p>二 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。</p> <p>三 一般とは、高齢者及び生徒（前号ただし書に規定する者を含む。）以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。</p>	区分	利用料金（一人一回につき）		個人	団体（二十人以上）	一般	（略）	（略）	高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び生徒	（略）	（略）
区分		利用料金（一人一回につき）																					
	個人	団体（二十人以上）																					
一般	（現行のとおり）	（現行のとおり）																					
高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び若者	（現行のとおり）	（現行のとおり）																					
区分	利用料金（一人一回につき）																						
	個人	団体（二十人以上）																					
一般	（略）	（略）																					
高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考三において同じ。）及び生徒	（略）	（略）																					